

はじめに

平成18年（2006年）1月に都城市及び北諸県郡山之口町・高城町・山田町・高崎町の1市4町が合併し、新しい都城市が誕生してから15年が経過しました。

本市では、平成21年（2009年）12月に都城市都市計画マスタープラン策定し、その方針に沿ってまちづくりに取り組んできました。

とりわけ、適切な土地利用の誘導につきましては、平成25年度（2013年度）に都城市土地利用誘導ガイドラインを策定し、平成27年度（2015年度）に土地利用誘導施策である特定用途制限地域の導入及び特別用途地区の指定に関する条例を施行、平成31年（2019年）1月には、都城市立地適正化計画を策定し、「多極分散ネットワーク型都市空間の形成」を進めてきたところです。

都城市都市計画マスタープランの策定から10年が経過し、少子高齢化による人口減少の進行、空き家・空き地の増加や都城志布志道路の開通の見通しといった都市構造の変化、頻発する大規模自然災害など、本市を取り巻く社会情勢が変化している中、平成30年（2018年）3月に第2次都城市総合計画の策定により、改めて本市の目指すべき方向性が示されました。

こうした状況から、本マスタープランの中間見直しにあたっては、上位計画である第2次都城市総合計画における都市目標像「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」との整合を図るとともに、市民アンケート調査や高校生アンケート調査、住民説明会、パブリックコメントなど、広く市民の皆様のご意見、ご提案をいただきながら見直しを進めてまいりました。

本マスタープランでは、今ある資源を巧みに活かしながら、市民の皆様との絆を深めるまちづくりを基本とし、市民が主役になって理想のまちを創り上げていく、市民が望むまちを実現する、そのような魅力あるまちづくりを目指します。つきましては、市民の皆様をはじめ関係各位の御理解と御協力を心よりお願いいたします。

なお、本市におきましても、近年のAI・IoTなどの技術革新やアフターコロナを契機としたリモートワークや自動運転のパーソナルモビリティ普及などにより生活様式が大きく変化することが予想され、求められる都市構造が大きく変わる可能性があります。現時点では具体化されていないことから、本マスタープラン中間見直しでは取り入れていませんが、本マスタープラン第6章まちづくりの重点戦略に記載しているとおり、今後の国の動向等を注視しつつ、臨機応変に新たなまちづくりに向けて見直しを行います。

最後に、本マスタープランの策定に当たり、慎重な御審議をいただいた都市計画審議会の委員の皆様、都城市都市計画マスタープラン策定委員会の皆様、都城市都市計画マスタープラン推進委員会の皆様、そして市民アンケートや高校生アンケート、パブリックコメントを通して多くの御意見をいただきました市民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

都城市都市計画マスタープラン 目次

第1章 都城市都市計画マスタープランについて	1
1.1. 目的と役割	2
1.2. 位置づけ	4
1.3. 対象範囲と目標年次	5
1.4. 計画の改訂	9
第2章 本市の特性とまちづくりの課題	27
2.1. 本市を取り巻く時代の潮流の変化への対応	28
2.2. 本市の特性と主な問題点	30
2.3. 市民意向	40
2.4. まちづくりの主要課題	46
第3章 まちの将来像	55
3.1. まちの将来像と理念	56
3.2. まちづくりの基本目標と体系	58
3.3. 将来のまちの形	60
第4章 テーマ別まちづくり方針	73
4.1. 基本目標 【環】	74
4.2. 基本目標 【産】	86
4.3. 基本目標 【住】	99
第5章 分野別まちづくり方針	113
5.1. 土地利用・拠点形成	114
5.2. 道路交通体系	132
5.3. 都市環境	139
5.4. 生活インフラ	144
第6章 まちづくりの重点戦略	149
第7章 地域別まちづくり方針	159
7.1. 地域区分	160
7.2. 中央エリアのまちづくり構想	161
7.3. 中央北エリアのまちづくり構想	175
7.4. 南部エリアのまちづくり構想	187
7.5. 西部エリアのまちづくり構想	197
7.6. 東部エリアのまちづくり構想	209
7.7. 北部エリアのまちづくり構想	221
第8章 計画の実現に向けて	231
8.1. まちづくりの基本的な進め方	232
8.2. 協働のまちづくりの推進	234
8.3. 巧なまちづくり（ルールづくり）	238
8.4. 施策の進行管理	242